

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一一年一月二五日法律第一三九号)(参)

一、提案理由(平成一一年一月二日・参議院本会議)

○西田吉宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会の賛同のもとに提出いたしましたものであり、その内容は、一般職の国家公務員の給与の改定に伴い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及び別表第二の給料表の改定を行おうとするものであって、本年四月から適用することといたしております。

……………(略)……………

以上が両法律案の趣旨及び内容でございます。

何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院議院運営委員長報告(平成一一年一月八日)

○大島理森君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案ではありますが、本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用される給料表の全給料月額等につきましても同様の改定を行い、本年四月一日から適用しようとするものであります。

……………(略)……………

両法律案は、いずれも参議院提出によるもので、去る十二日本委員会に付託され、本日、提案理由の説明を聴取し、順次採決の結果、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。